第十九条第一項第五号	第五十二条第一項	第五十六条第一項	第五十五条第二項において準用する第四十六条	第二十七条第一項	第二十八条第一項	第二十九条第一項
第十九条第一項第六号	第五十二条第二項	第五十六条第二項	第五十五条第二項において準用する第四十五条第三項	第四十六条第一項	第四十七条第一項前段	第二十八条第二項
第二十二条第一項及び第二十三条	第四十五条第三項	第五十五条第二項において準用する第四十五条第三項	第五十五条第二項において準用する第四十六条	第四十七条第一項後段	第二十八条第三項	
第二十二条第一項	第四十五条第一項	第五十五条第一項	第五十五条第二項において準用する第四十五条第一項	第四十七条第二項	第二十九条第一項	
第二十二条第二項	第四十五条第二項	第五十五条第二項	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項	第四十八条		
第二十二条第三項	第四十五条第四項	第五十五条第三項	第五十五条第二項において準用する第四十五条第三項			

第十九条第一項第五号	第三十八条第一項	第四十二条第一項	第四十一条第二項において準用する第三十二条	第二十三条第一項	第二十四条第一項	第二十五条第一項
第十九条第一項第六号	第三十八条第二項	第四十二条第二項	第四十一条第二項において準用する第三十三条第一項前段	第三十二条	第三十三条第一項前段	第二十四条第二項
［新設］	［新設］	［新設］	第四十一条第二項において準用する第三十三条第一項後段	第三十三条第一項後段	第二十四条第三項	
			第四十一条第二項において準用する第三十四条	第三十四条		

別表（第四条関係）

登録区分	範囲
土木及び建築	部門記号Ａに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
一般機械	部門記号Ｂに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
電子機器及び電気機械	部門記号Ｃに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
自動車	部門記号Ｄに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
鉄道	部門記号Ｅに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
船舶	部門記号Ｆに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格

第三十条第一項	第四十九条第二項第三号	第五十五条第二項において準用する第四十九条第二項第三号	第五十六条第一項	第三十三条	第三十四条第一項及び第三項	第五十三条
第三十条第二項	第四十九条第二項第四号	第五十五条第二項において準用する第四十九条第二項第四号	第五十五条第一項	第五十二条第一項	第五十五条第二項において準用する第五十三条	

別表（第四条関係）

登録区分	範囲
土木及び建築	部門記号Ａに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
一般機械	部門記号Ｂに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
電子機器及び電気機械	部門記号Ｃに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
自動車	部門記号Ｄに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
鉄道	部門記号Ｅに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
船舶	部門記号Ｆに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格

第二十六条第一項	第三十五条第二項第三号	第四十一条第二項において準用する第三十五条第二項第三号	第四十二条第一項	第三十八条第一項	第三十九条第一項及び第三項	第三十九条
第二十六条第二項	第三十五条第二項第四号	第四十一条第二項において準用する第三十五条第二項第四号	第四十一条第二項において準用する第三十九条			